

八潮市融資制度のご案内

八潮市中小企業小口資金融資

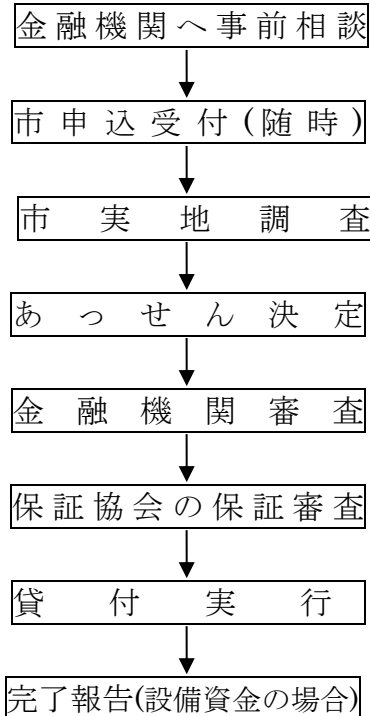
【借入にあたってのポイント】

- 1 資金を何に使うのか → 『資金用途』
- 2 資金をどう使うのか → 『資金計画』
- 3 その結果どれだけ効果があるのか → 『金利負担と融資効果』
- 4 借入金を円滑に返済できるのか → 『資金繰り又は返済計画』

★ 受付は、随時行っております。

(ただし、必要書類がすべて整ってからの受付となります。)

★ 融資の流れ



★ 申込み・問い合わせ

八潮市役所 商工観光課 (庁舎2階)

電話 996-2111 内線 479・384

八潮市商工会 (中央1丁目6番地18)

電話 996-1926

個人情報の取り扱いについて

審査および制度融資運営の必要上、市が保有する個人情報を利用します。

融資の審査について

審査の結果、ご希望に添えないこともありますので、ご了承ください。

制 度 名		融 資 対 象 者	融 資 条 件					取 扱 金 融 機 関	
			貸付限度額	返 済 方 法	利 率	保 証 人	信 用 保 証 料		担 保
中 小 企 業	一般小口融資	① 市内に1年以上住所(法人は事業所)を有し、かつ同一事業を1年以上営んでいる方 ② 信用保証協会の取扱業種を営んでいる方 ③ 許・認可等を必要とする業種を営んでいる場合、その許・認可等を取得している方 ④ 保証協会の代位弁済を受けた債務者または保証人である場合、その代位弁済による債務を完済している方 ⑤ 納期の到来している市税を完納している方(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税)	・ 運転資金 (原則として年商の1/4以内)	・ 運転資金 10年以内 (据置6ヶ月以内を含む) ・ 設備資金 12年以内 (据置6ヶ月以内を含む)	年 1. 7 5 % 利子補給	個人 不 要 法人 保証協会の定めるところによる	埼玉県信用保証協会の定める保証料率	必要に応じ	埼玉りそな銀行 八潮支店 埼玉縣信用金庫 八潮支店 " 八潮南支店 " 東八潮支店 亀有信用金庫 八潮支店 " 八條支店 " 南八潮支店 " 東八潮支店
		上記①～⑤のほか、次の要件を満たしている方 A 従業員20人以下の方(商業・サービス業は5人以下が要件です) B 申込日以前1年間のうち、次の税額がありかつ完納している方 個人—市県民税の所得割額 法人—法人市民税の法人税割額 C 市融資制度以外で保証協会の保証借入残高のない方							・ 設備資金 共 に 1250万円 (追加融資有)

◎ 資金使途

運転資金：経営の安定又は円滑化に必要な資金

(例) 取引増加に伴う商品・材料仕入資金

設備資金：市内において事業の設備に要する資金

(例) 機械、営業車両等の購入資金

● 融資対象とならない資金使途

- ①土地 ②住宅 ③乗用車
- ④設備するにおいて必要な許可を受けていない設備
- ⑤公害が発生するおそれのある設備
- ⑥融資対象者以外が使用する設備(物品賃貸業を除く)
- ⑦八潮市以外に設置する設備
- ⑧申込み時において代金が支払い済みの設備
- ⑨借入金の返済資金 ⑩税金支払いのための資金

◎ 融資対象者

- 許・認可等を必要とする業種を営んでいる場合、許・認可等の取得後、1年以上経過していることが必要な場合があります。

◎ 設備完了届の提出

- 設備資金の融資を受けた方が設備の設置が完了したときは、必ず設備完了届を提出してください(提出がないと利子補給が受けられない場合があります)。

◎ 市外の事業所の位置

- 市外に事業所を有している場合、市役所から半径30km以内に立地していることが要件となります。
- 上記の場合、管轄する越谷税務署に申告していること

◎ 追加融資

融資限度額の範囲内で、2回追加融資が受けられます。

- 要件 ①現に貸付を受けている資金の返済が良好で、償還が24月以上完了していること。
②申込金融機関は現に融資を受けている金融機関と同一であること。
- 注意 追加融資の場合、特別小口は特別小口の利用になりますが、国・県などの制度融資の利用形態等により、一般小口になることもあります。

注 意

◎ 申込時より支払金額が安価になった場合、差額分を返却することになります。
◎ 申込時の資金を実行時に目的外使用しますと、全額返却となります。

融資申込に必要な書類

必 要 書 類 ※は、指定用紙		一般小口		特別小口		提出 部数
		個人	法人	個人	法人	
※融資あっせん申込書（複写式）		●	■	●	■	1部
※市税納税証明書		●	■	●	■	1通
※事業所概要書		●	■	●	■	1通
直前2年分の個人の申告書及び決算書又は収支内訳書の写し		●	—	●	—	1通
印鑑証明書		●	■	●	■	1通
登 記 事 証 明 書	1 「履歴事項証明書（全部）」 〔コンピュータ化後の変更を含む証明〕		■	—	■	各 1通
	2 「閉鎖事項証明書」（必要に応じ） 〔コンピュータ化に伴う閉鎖謄本〕			—	—	
	3 法人の住所が管轄外の法務局から移転→「閉鎖謄本」		■	—	—	
直前2期分の申告書及び決算書の写し （科目別明細を含む）		—	■	—	■	1通
試算表（決算日より6ヶ月を超える場合）		—	■	—	■	1通
許認可を必要とする業種は許可書等の写し		●	■	●	■	1通
※個人情報の提供に関する同意書（市提出用）		●	■	●	■	1通
※経歴書（新規のみ）		●	■	●	■	1通
保 証 人	保証人状況書	—	■	—	—	1通
	印鑑証明書	—	■	—	—	1通
	納期到来の住民税及び固定資産税の納税証明書	—	■	—	—	1通
設 備 資 金	見積書の原本	●	■	●	■	1通
	カタログ及び仕様書	●	■	●	■	1通
	新築、改装前後図面、建築確認書等	●	■	●	■	1通
	家主等の承諾書及び賃貸契約書の写し	●	■	●	■	1通

注意：上記書類のほか、必要に応じ書類を提出していただく場合があります。

市税の納期の目安

税 目	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
市県民税	6月	8月	10月	1月						
固定資産税	5月	7月	12月	2月						
国民健康保険税	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	5月									

納期限の詳細については、下記まで問い合わせください。

【市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税】→納税課